

市街化調整区域における土地利用マイスター制度運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県民の土地利用に関する相談体制を充実させるため、土地利用マイスターの登録、公表等に関して必要な事項を定め、市街化調整区域の計画的なまちづくりと地域活力の維持及び向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発許可制度 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条又は第43条第1項の規定による許可に関して知事が定める基準その他市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を担保し、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的として定められた法令に基づく基準、取扱い等の総体をいう。
- (2) 市街化調整区域の立地基準 開発許可制度のうち、特に法第34条各号又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号の規定に基づく基準、取扱い等をいう。
- (3) 土地利用マイスター 開発許可制度（特に市街化調整区域の立地基準）に関する専門的な知識を有する事業者として知事の登録を受けた者をいう。

(対象)

第3条 市街化調整区域における土地利用マイスター制度（以下「本制度」という。）は、別表に掲げる市町の区域内の土地利用の計画であって、市街化調整区域の立地基準に関わるもの（以下「土地利用の計画」という。）及びこれを取扱う事業者を対象とする。

(責務)

第4条 土地利用マイスターは、開発許可制度に関する知識の蓄積に努めるとともに、土地利用の計画に関する相談等に真摯に対応し、適正な土地利用の計画の実現に資する協力を行うものとする。

(登録)

第5条 知事は、土地利用の計画に関する相談等への対応を適切に行う体制を有すると認められる事業者を土地利用マイスターとして登録する。

- 2 前項の登録の期間は、登録の日から起算して2年を経過する日までとする。
- 3 知事は、土地利用マイスターの登録を更新することができる。
- 4 登録する事項は、別に定める。

(研修)

第6条 知事は、土地利用マイスターの登録等に当たり必要な研修を実施する。

(登録の取消し)

第7条 知事は、土地利用マイスター（その構成員を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すこととする。

- (1) 関係する法令に違反し、当該法令の監督を行う行政機関（以下「所管行政庁」という。）による処分を受けたとき。
- (2) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき。
- (3) その他土地利用マイスターとしてふさわしくない非行があったと知事が認めるとき。

2 知事は、土地利用マイスターから登録の取消しの申出がなされるなど、登録の要件を欠くと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(公表)

第8条 知事は、土地利用マイスターとして登録されている事業者を県のホームページ等により公表するものとする。

- 2 土地利用マイスターは、その旨を示す標章（別図）を使用することができる。
- 3 土地利用マイスターでない者は、前項の標章又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。
- 4 知事は、前条第1項の規定により土地利用マイスターの登録を取り消したときは、その旨を公表するとともに、所管行政庁その他関係機関に報告することとする。

(報告)

第9条 土地利用マイスターは、土地利用の計画に関する手続等の円滑化のため、土地利用の計画に関する相談内容等について、別に定める報告を行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

芦屋市
川辺郡猪名川町
高砂市
加古郡稲美町
加古郡播磨町
西脇市
三木市
小野市
加東市
神崎郡福崎町
揖保郡太子町
相生市
赤穂市
たつの市
赤穂郡上郡町

別図（第8条第2項関係）

